

## 地方独立行政法人岩手県工業技術センター共同研究員等への周知事項に関する規則

制定 平成18年4月1日  
最終改正 平成31年3月14日

## (目的)

第1条 この規則は、次条に掲げる共同研究員等が、地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「法人」という。）において研究、研修及び機器の使用（以下「研究等」という。）を行うに当たり、岩手県工業技術センター共同研究員等服務要領（別紙）、岩手県工業技術センター環境方針及び諸規程（以下「要領等」という。）についての周知徹底を図るために必要な事項を定める。

## (対象者)

第2条 前条に規定する「共同研究員等」とは、以下をいう。

- (1) 地方独立行政法人岩手県工業技術センター共同研究規則に基づく共同研究員
- (2) 地方独立行政法人岩手県工業技術センター研究開発型人材育成支援事業規則に基づく受入研究員
- (3) 地方独立行政法人岩手県工業技術センター機械器具等貸出規則に基づく機器（以下「機器等」という。）の使用者
- (4) 独立行政法人岩手県工業技術センター研修生受入規則に基づく研修生
- (5) その他、法人内で研究等を行う者

## (周知事項等)

第3条 受入れが決定し、共同研究員等を受け入れる担当部の長は、当該研究員等に対し、部内の研究員等の受入れを担当する職員（以下「受入担当者」という。）を通じ、要領等を周知させるとともに、共同研究員等の行う作業内容及び物品の持込み等を把握し、共同研究員等の安全の確保及び環境保全に努める。

## 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この規則は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 この規則の改正後の岩手県工業技術センター共同研究員等服務要領17の規定は、平成18年4月1日以後に締結された共同研究契約について適用する。

## 附 則

- 1 この規則は、平成18年5月16日から施行する。
- 2 この規則の改正後の岩手県工業技術センター共同研究員等服務要領3ただし書きの規定は、平成18年5月1日以後に共同研究員室の使用を許可された者に適用する。

## 附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成31年3月14日から施行する。

## 岩手県工業技術センター共同研究員等服務要領

制定 平成18年4月1日  
最終改正 平成31年3月14日

- 1 共同研究員等は、受入担当者の指導に従い、目的の成果を得るよう努力し、研鑽しなければならない。
- 2 研究等に従事する時間は、原則として平日の「8時30分から12時まで」及び「13時から17時15分まで」とする。
- 3 共同研究員等は、やむを得ず時間外に研究等を行う場合、受入担当者の許可を得て行うこととする。この場合、共同研究員等は、使用している区画において最後に帰宅する法人職員と同時に帰宅しなければならない。ただし、共同研究員室の使用を許可された者を除く。
- 4 指定の場所以外で研究等を行う場合は、受入担当者を経て関係者の承認を得た後に実施すること。
- 5 共同研究員等は、身分を明確にするため、在所中は見やすい箇所に名札を付けるとともに、作業の安全を配慮した服装とすること。
- 6 共同研究員等は機器等の使用に際しては、関係する規程及び手順書等を遵守し、環境保全及び安全の確保に努めること。
- 7 機器等の使用に当たっては、それぞれの性能に応じ適切に使用すること。
- 8 機器等は無断で使用しないこと。
- 9 機器等を破損した場合は、速やかに受入担当者に連絡すること。
- 10 前項の機器等を故意又は過失により忘失し、又はき損したときは賠償すること。
- 11 研究等の期間中は受入担当者と密接な連携の下に研究を行い指示を受けること。また、事故があったときは、その旨を直ちに受入担当者に通報すること。
- 12 共同研究員等の研究等による災害（負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。）については、共同研究員等の責任において処理する。
- 13 実験等で使用するための原材料及び消耗品等は、原則として、共同研究員等が持参するものとする。また、法人内に化学物質又は高圧ガスボンベ等の物品を持ち込む場合は、受入担当者に届け出てその指示を受けること。
- 14 前項に該当する物品の残品は、持ち帰ること。
- 15 研究等を通じて知り得た秘密は、他に漏らしてはならない。研究等の期間終了後も同様とする。
- 16 共同研究員等は、研究等の期間が終了したときは、速やかに名札を受入担当者に返還すること。
- 17 地方独立行政法人岩手県工業技術センター共同研究員等への周知事項に関する規則（以下「規則」という。）第2条第4号に規定する研修生は、法人における研修の成果に基づく以下の行為を行う場合は、事前に受入担当者に報告しなければならない。
  - (1) 論文等への投稿
  - (2) 学会での発表
  - (3) 前2号に類する行為
- 18 上記10及び15の規定にかかわらず、法人と規則第2条第1号に規定する共同研究員の派遣元である共同研究者との間で、別途共同研究契約が締結されている場合は、当該契約内容を優先する。